

〔日本書紀三十三〕三年四月乙未、皇太子草壁皇子尊薨。

〔日本書紀三十三〕十年七月庚戌、後皇子尊高市○高薨。

〔皇胤紹運錄〕按草壁薨後、高市立爲太子、仍稱後皇子尊。

〔續日本紀三十二〕寶龜四年正月戊寅、立中務卿四品諱武○桓爲皇太子。

〔水鏡下〕寶龜四年正月十四日に、山部親王の、中務卿と申ておはせし、東宮にたち給ふ略○中大

臣以下御門に申ていはく、まうけの君はまばしもおはせずしてあるべき事ならず、すみやかにたて奉り給へと申しかば、御門たれをか立べきとの給はせしかば、百川すゝみて、第一御子

山部親王をたて申給ふべしと申き略○中濱成申ていはく、山部親王は御母いやしくおはすい

かでか位につき給はんと申しかば、御門まことにさる事也、酒人内親王をたて申さんとのたまひき、濱成又申ていはく、第二御子稗田親王御母いやしからず、此親王こそたち給ふべけれ

と申しを、百川目をいからかし、大刀をひきくつろぎて、濱成をのりていはく、位につき給ふ人、

さらに母のいやしきたふときをえらぶべからず、山部親王は御心めでたく、世の人も皆ま

がひたてまつる心あり、濱成申事道理にあらず、我命をもをしみ侍らず、又二心なし、只はやく

みかどの御ことわりをかうぶり侍らんとせめ申しかば、みかどもかくものたまはで、立て

内へ入給ひにき、百川此事をうけたまはりきらむとて、はをくひまばりて、少しもねぶらずし

て、四十餘日たてりき、みかど百川が心のつよくゆるがざる事を御覽じて、さらばとく山部親

王の立べきにこそと、まぶくくに仰出し給ひしを、御ことばいまだをはらざりしに、庭におり

て手を打よろこぶ聲、おびたしく高くして、人々皆おどろきさわぎ、百川やがてつかさづか

さをめして、山部親王の御許へたてまつりて、太子にたてまつりにき。

〔三代實錄五〕仁和三年八月二十六日丁卯、天皇聖體乖豫、是日立第七皇子諱多○字爲皇太子。